

自然エネルギー信州ネット ~~(仮称)~~ 設立総会次第

日時：平成 23 年 7 月 31 日（日）

10：30～11：20

場所：茅野市 諏訪東京理科大学 448 教室

1 開会

2 発起人代表あいさつ

3 来賓あいさつ

4 会議事項

長野県の自然エネルギーの取り組み及び経過説明

第 1 号議案

設立趣意書に基づく自然エネルギー信州ネット ~~(仮称)~~ 設立の意思決定について

第 2 号議案

組織の名称及び規約について

第 3 号議案

役員等の選任について

第 4 号議案

平成 23 年度事業計画について

第 5 号議案

平成 23 年度予算について

その他

・地域協議会の立ち上げ

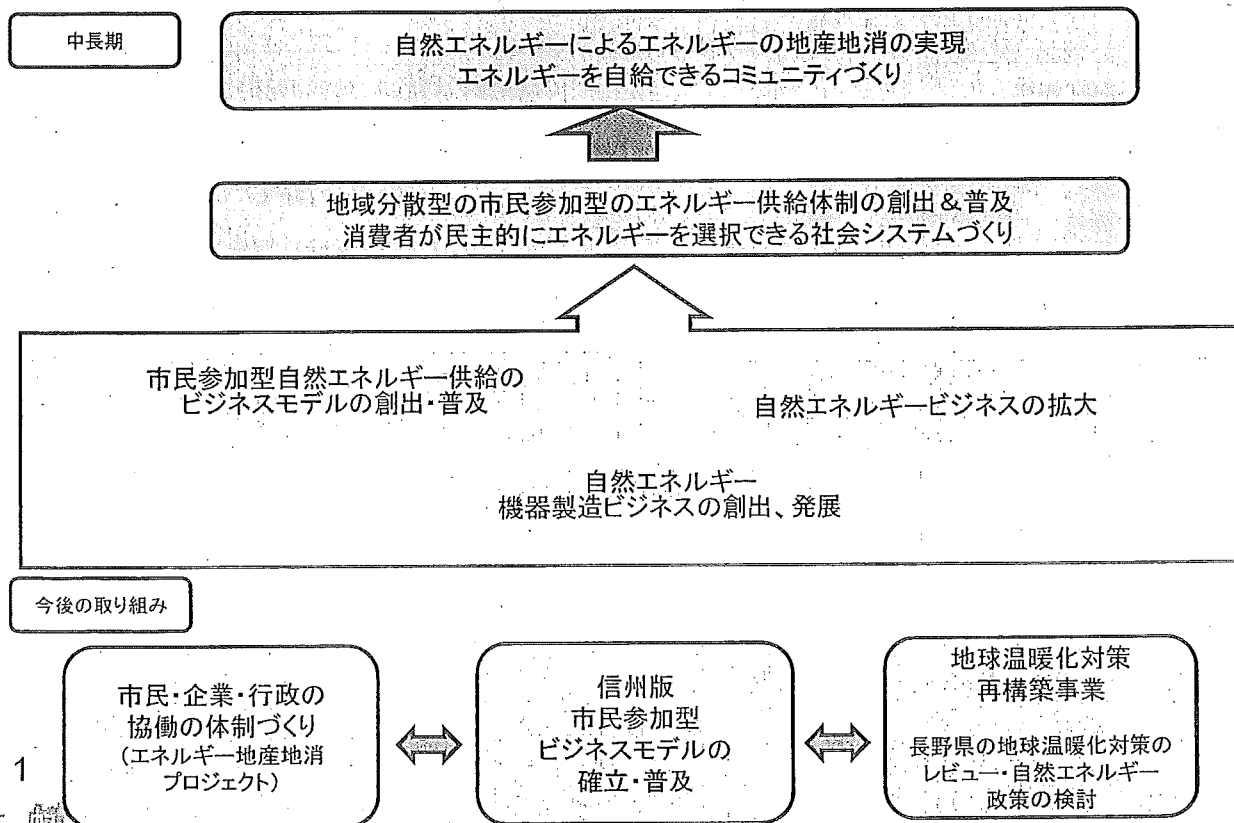
5 閉会

長野県における今後の 自然エネルギー推進の方向性 と自然エネルギー信州ネットについて

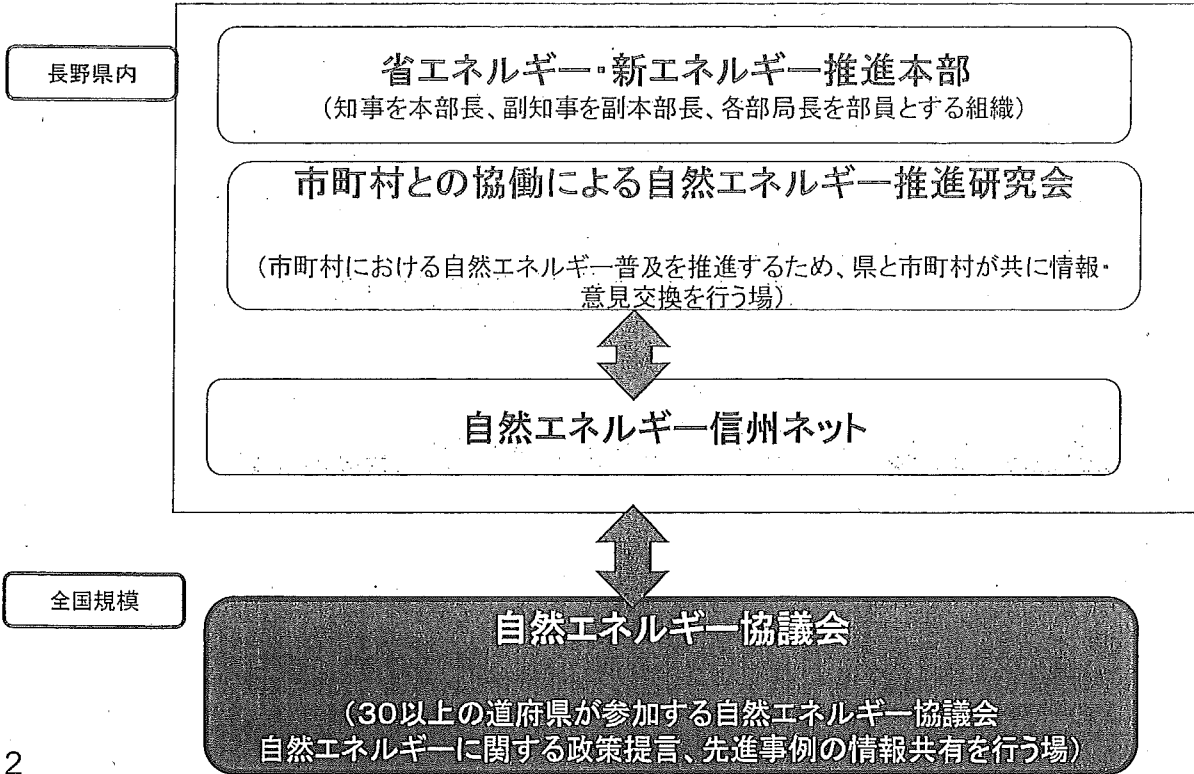
長野県環境部温暖化対策課



長野県における今後の自然エネルギー推進の方向性



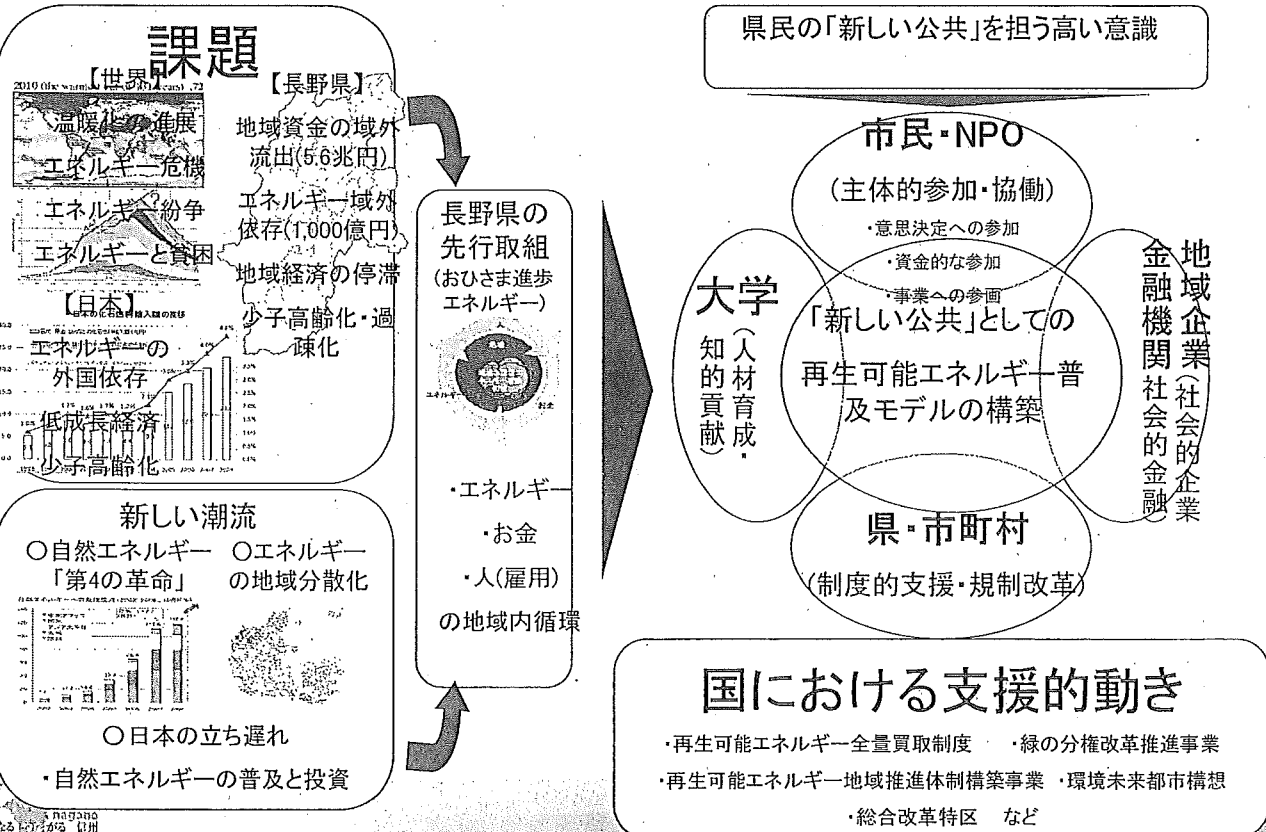
長野県における今後の自然エネルギー推進体制

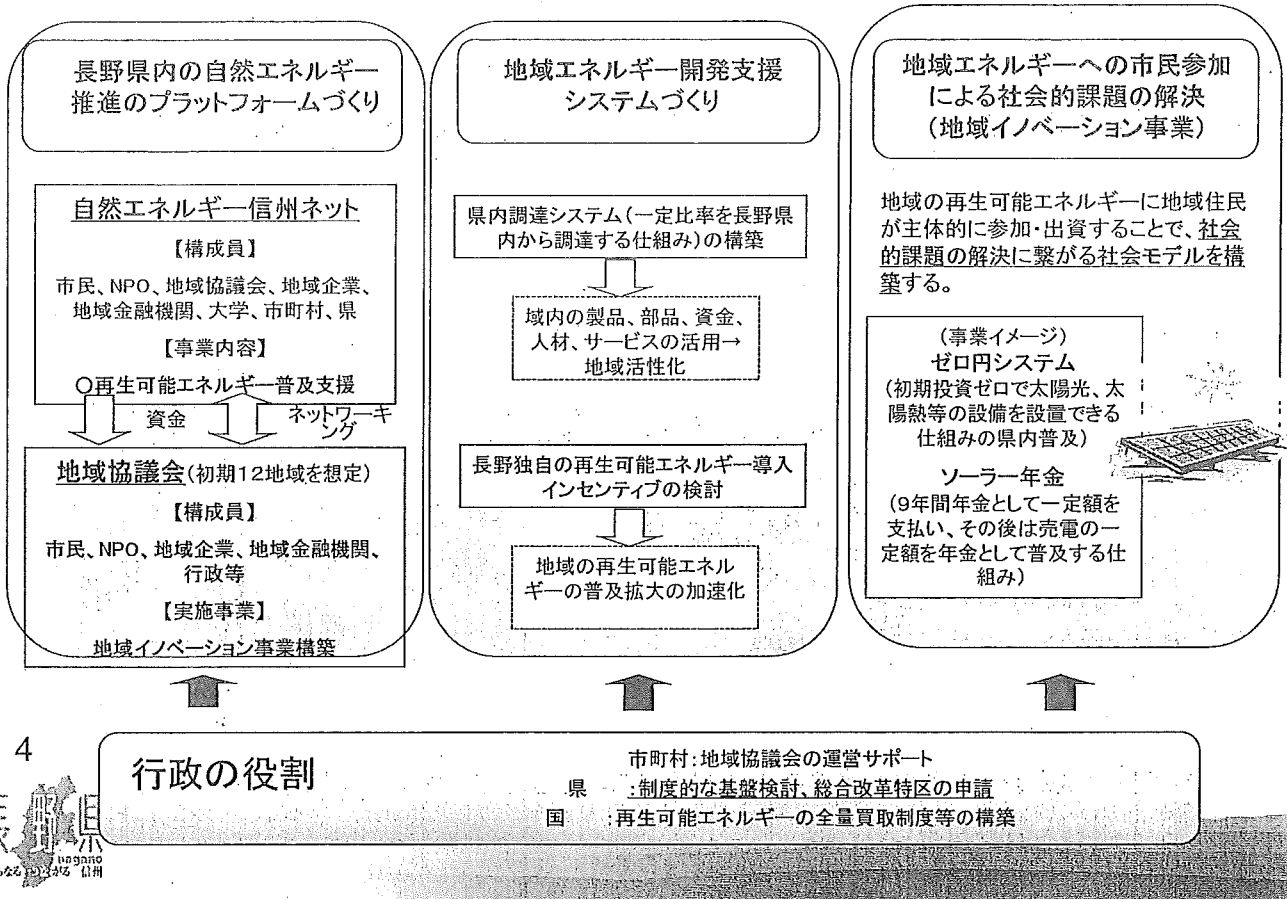


2



新しい公共支援事業・長野県提案 「地域の資金を活用した地域協働の再生可能エネルギー普及モデルの構築事業」





自然エネルギー信州ネット

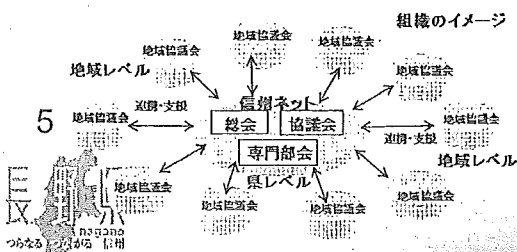
- 市民団体、地域企業、大学等と行政機関が連携協働して、地域における自然エネルギー普及モデルを検討構築する全県的なプラットフォーム

● 県レベルの推進組織

- ・官民協働の組織
- ・民間主体の組織
- ・正会員、準会員、賛助会員
- ・総会、運営会議、専門部会

(具体的な役割)

- ・自然エネルギー普及に関する将来ビジョンの検討
- ・自然エネルギーに関する情報共有・情報提供
- ・自然エネルギーの事業構築に必要な学びの場
- ・自然エネルギーに取り組む地域間支援、連携、ネット化
- ・自然エネルギー事業の実施にあたっての技術的支援
- ・行政に対する施策、制度の提案、行政との連携による財政的支援

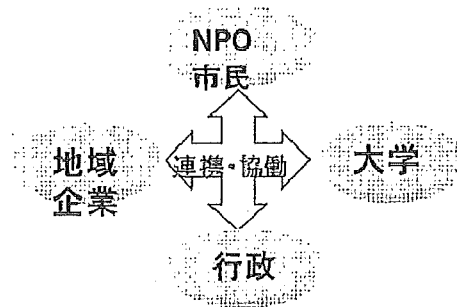


自然エネルギー信州ネット 地域協議会

- ・ 地域のあらゆる主体と連携と対話と図りながら、地域の実践的な情報交換、地域の資源を生かした自然エネルギー普及モデルの構築と、その事業実施を支援する。

●地域レベルの推進組織

- ・官民協働の組織
- ・民間主体の組織
- ・総会、運営会議、部会
- ・会員は信州ネットとは別に募集
(活動内容)
- ・地域レベルでの情報交換
- ・ポテンシャル調査
- ・普及モデル調査、検討
- ・実証調査など



自然エネルギー信州ネット・地域協議会の協働のイメージ

6



地域協議会の役割

- ・ 地域で自然エネルギーに取り組む、又は関心のある者、市民団体、企業、大学、行政機関等⇒情報交換、発掘、ネットワークの場
- ・ 地域に自然エネルギーポテンシャル調査
- ・ 地域におけるエネルギー地産地消、持続可能なビジョンづくりの共有の場
- ・ 県協議会との連携による地域の資源、人材、技術を生かした自然エネルギー事業モデルの検討
- ・ 地域で自然エネルギー導入を進めるための中間支援（技術提供、技術支援）
- ・ 地域で自然エネルギー導入の中立的な立場からの助言、アドバイス

7



地域イノベーション事業とは

1. 地域イノベーション事業とは

拠点地域協議会において、地域の自然エネルギーに地域住民が主体的に参加・出資することで、社会的課題の解決に繋がる社会モデルとして地域イノベーション事業を立ち上げる。

2. 地域イノベーション事業のイメージ

(1) 地域の関係者の主体的参加、連携・協働

自然エネルギーの事業主体は、NPO、住民グループ、企業、行政又は協議会のいずれでも構わないが、事業の企画立案、実施段階において事業主体に加え、地域住民や地域の企業の参画、連携、協働により行うもの。

(参加、連携、協働の手法例)

- ・関係主体の協議会参加、ビジネスモデルの検討、企画に当たっての関係者との連携、協働、
- ・事業の実施段階における市民出資や寄付を募る等事業主体への参画
- ・自然エネルギー設備の設置・運用にあたっての関係者の参加

8



地域イノベーション事業とは

(2) 社会的課題の解決

自然エネルギーの実施を通じ温室効果ガスの削減に加え、他の社会課題の解決や持続可能な地域づくりに資するもの。

(他の社会課題の例)

- ・地域の雇用の創出、地域の産業や商店街の活性化
- ・地域福祉の向上、コミュニティの活性化
- ・廃棄物の削減、未利用資源の有効利用、森林保全、農林水産業の活性化

(3) 新しいビジネスモデルの実証・他の地域への普及可能性

採算性のとれる自然エネルギー事業の新しいビジネスモデル又は他の地域に普及可能性のあるビジネスモデルを実証するもの。

(新しい・他の地域での普及可能性のあるモデルのアイデア例)

- ・ソーラー(小水力・バイオマス)年金
メガソーラーなどを県民分譲する年金的な活用モデル
- ・市民出資に対する多様な配当手法の導入(地域商店街の割引券、公共料金の割引)
- ・複数の事業の組み合わせによる採算性の向上
- ・自然エネルギーの電気を供給するグリーンPPS

9



これまでの経緯

(平成22年度)

2月25日 第1回協議会準備会

(平成23年度)

4月28日 第2回協議会準備会

5月23日 第3回協議会準備会

6月16日 発起人総会

10



第2号議案

組織の名称及び規約について

(1) 組織の名称 ~~(候補案)~~

「 自然エネルギー信州ネット 」

(2) 規約 ~~(案)~~

別紙のとおり

第3号議案

役員等の選任について

会長、副会長、理事、監事、顧問、事務局

自然エネルギー信州ネット 会則 (案)

第1条 (名称)

本会の名称を「自然エネルギー信州ネット」とする。

第2条 (事務所)

本会の事務所を、社団法人長野県環境保全協会（長野県長野市）内におく。

第3条 (目的と活動内容)

本会は、長野県内において、地域資源を活用した地域協働による自然エネルギーの普及及び自然エネルギーを活用した持続可能な地域づくりに向けて、下記の活動をすすめるために、多様な主体の連携と対話を図りながら、総合的な調整を行なうための協議組織である。

- ①県内の自然エネルギーに関連する団体・企業・個人らの対話促進
- ②上記の協働による県民への普及啓発活動開始
- ③自然エネルギー普及に向けた政策手法の検討・提言
- ④自然エネルギー普及モデル構築のための調査検討
- ⑤地域と連携したパイロット事業の実施及び支援
- ⑥その他、上記の目的を達成するために必要な活動

第4条 (地域連携・支援、地域協議会)

本会は、地域における多様な主体の参画により自然エネルギーに係る実践活動を行う組織（以下「地域協議会」という。）等と連携し、これらの交流を図るとともに、必要な支援を行なう。地域協議会は、地域の多様な主体の連携と対話を図りながら、地域の実践活動の情報交換、地域の自然エネルギー資源を生かした自然エネルギー普及モデル事業を検討し、事業を支援する。

第5条 (専門部会及び分野間連携・支援)

本会に専門部会を置き、各分野及び分野を横断した専門的な知見の交流とともに、専門的技術やノウハウをもつ集団が地域における実践活動を支援する。

第6条 (会員)

- ①本会の目的に賛同する団体、企業、地域協議会及び行政機関等を代表する者、及び専門分野の研究者は、正会員となることができる。正会員は本会の目的が達成できるようにそれぞれの所属組織や領域において努力する。正会員は会長に申し出ることによって任意に入退会することができる。
- ②本会の目的に賛同する個人は準会員になることができる。当会の活動を支援する企業、業界団体、研究機関等は、賛助会員となることができる。準会員及び賛助会員は会長に申し出ることによって任意に入退会することができる。
- ③反社会的な活動を行なう団体やこれに従事する者は会員となることができない。

第7条 (役員)

- ①【会長】全体の調整・統括役として会長（1名）を運営会議の推薦により、総会の議決を経て選任する。
- ②【副会長】会長は副会長（若干名）を正会員の中から選任することができる。副会長は、会長を補佐し、会長不在時に代行する。
- ③【理事】会員の申し出を受け、かつ会長が推薦するものを、総会の議決を経て理事

に選任する。理事は運営会議において議決権を有する。

- ④【監事】監事（2名）は、当会の事業及び経理を監査する。また、監事は、運営会議の推薦により、総会の議決を経て選任する。会長は監事が必要と判断した場合は運営会議を招集しなくてはならない。
- ⑤【顧問】会長は、本会の運営のため専門的な助言を得る必要がある場合は、顧問（若干名）を選任することができる。
- ⑥【任期】すべての役員任期は2年とし、再任を妨げない。なお、役員に欠員が生じた場合、会長が必要と認めた場合は、運営会議の承認を経て、補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

第8条（組織運営）

- ①【総会】通常総会は年1回、会長の招集により開催する。総会は、正会員（委任状出席を含む）の過半数で成立する。総会では、年次計画と予算の決定、年次報告と決算の承認、規約の改廃、役員を選任などについて、出席正会員の過半数により議決する。準会員及び賛助会員は総会に出席して発言できる。
- ②【運営会議】運営会議は、会長が招集し、理事の過半数により成立する。運営会議の議事は理事の互選により選任された議長が執り行う。運営会議では、年次計画の執行、専門部会の設置、予算執行、会長・監事の推薦等に係る協議を行う。会員は運営会議に出席して発言できる。運営会議における意思決定は理事の過半数により行なうが、少数意見を最大限尊重し、会員の総意となるように努力しあう。
- ③【事務局】本会の日常的な業務は事務局が行う。会長は、事務局長と事務局次長（複数）を選任することができる。
- ④【オブザーバー】本会の会議には、必要に応じてオブザーバーを置くことができ、会議において意見を述べるることができる。会長は、オブザーバーを選任することができる。
- ⑤【公開原則】総会及び運営会議は原則公開で行なう。また、本会の業務にかかる資料は求めがあればいつでも開示することができるようにする。

第9条（財政）

本会の経費は、会費、寄附、補助金、受託金、寄付金、その他の収入（参加費等）により支弁し、監事の指導のもと適正な財政運営をすすめる。

第10条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度の終了後3ヶ月以内に、事業報告書と収支決算書について、監査を受けた後、運営会議の承認を得ることとする。

第11条（解散）

総会の総意により本会を解散することができる。解散時に残預金がある場合は解散時の総会によって処分を決定することとする。

第12条（細則）

運営会議は、本規約のほかに必要な事項について定めることができる。

付 則

1. 第10条の規定にかかわらず、この会則は、第1回総会の議決を経た直後より発効する。

第4号議案

平成23年度事業計画 ~~(案)~~

長野県内において、地域資源を活用した地域協働による自然エネルギーの普及及び自然エネルギーを活用した持続可能な地域づくりに向けて、下記の活動をすすめる。

1. 県内の自然エネルギーに関連する団体・企業・個人との対話促進と普及啓発活動

(1) 地域協議会の設置に向けた準備

県下各地(地方事務所単位)において地域協議会設立に向けた学習会を開催する。
地方事務所等を会場として7回程度を予定。

(2) 地域協議会の組織化・運営支援

地域からの希望に基づき、その自主的な設立と運営を支援する。

(3) 専門部会の設置に向けた勉強会

全県または地域での活動を支援するため、テーマ性のある勉強会を開催し、専門部会設置への足がかりとする。

例) エネルギー種別テーマ: 太陽光、太陽熱、水力、バイオマスなど

事業スキームに関するテーマ: ファンド、コミュニティビジネスなど
開催方法の例) 県下で事業化されている事例などの視察や勉強会形式など

2. 上記の協働による県民への普及啓発活動

○情報発信ツールの開発と運営

ホームページやブログを開設し、情報発信を行う。

3. 自然エネルギー普及に向けた政策手法の検討・提言

○地域協議会と連携しながら、自然エネルギーを普及させるための政策を検討する。

4. 自然エネルギー普及モデル構築およびパイロット事業立案のための調査検討

○地域協議会により、地域で事業化の可能性のある『自然エネルギー普及モデル』を検討する。

○全県または地域で実用化が期待できる『パイロット事業』について研究・検討する。

5. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

○設立総会(7月31日)のほか、臨時総会を開催(2月頃を予定)する。

○臨時総会までに運営会議を1~2回開催する。

参考

①会費について

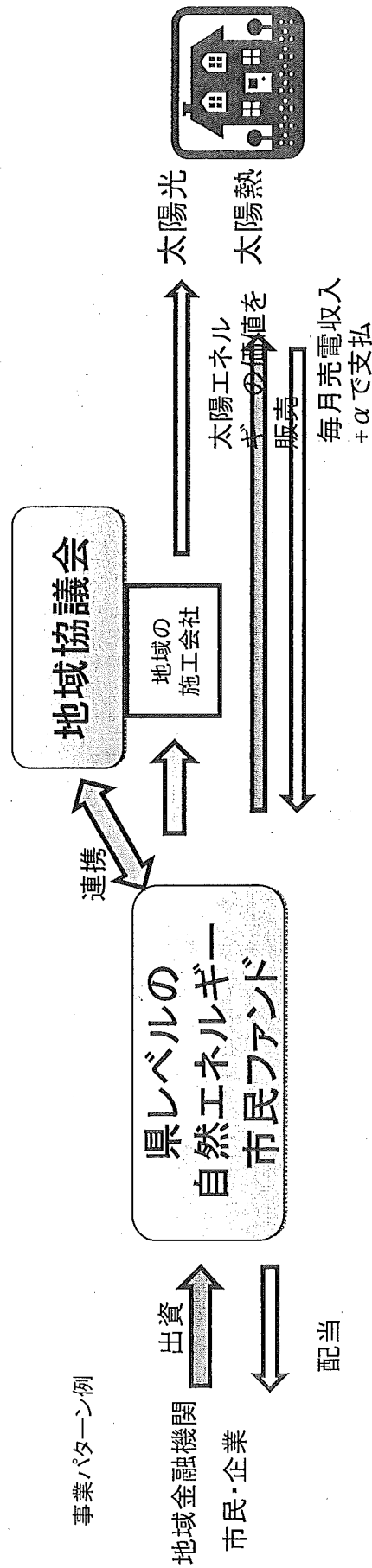
- ・平成23年度の正会員、準会員の年会費は無料とする。
- ・運営会議、臨時総会において、今後の会費についての審議を行う。

②地域協議会について

- ・地域協議会は、特定の活動範囲の地域における自然エネルギーの普及に関する自主的な活動を行う団体で、本会の事業に連携できる組織である。
- ・地域協議会の設立および本会への登録は、本年度内のいつでも可能とする。
- ・ただし、補助金の交付を受ける場合は、別途定める期間までに事業計画書・予算計画書を提出することとする。また補助金の交付等については別に規定を設ける。

信州ネット 事業イメージ1 “初期投資ゼロによる自然エネルギー普及事業”

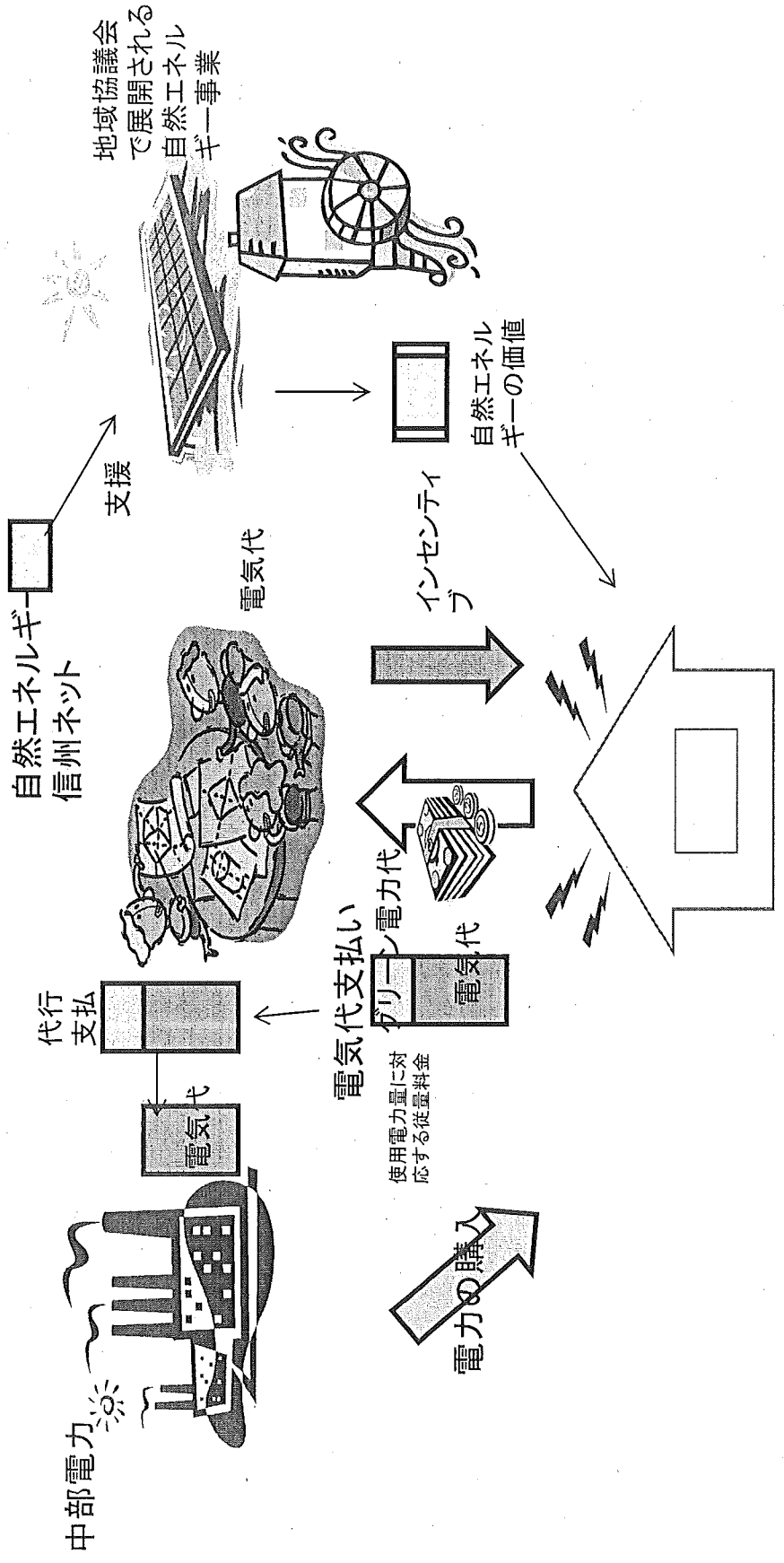
- ・自然エネルギーの普及を阻む主要な要因は、多額の初期投資の負担である。
- ・長野県内の先進事例の経験を生かしながら、初期投資の負担を緩和し、自然エネルギー供給設備設置により得られるメリット、価値を通じて、投資回収を行う全県レベルの普及の仕組みづくりについて検討を行う。
- ・全県レベルで普及可能性の高い太陽光、太陽熱、薪・ペレットストーブ等についてのゼロ円システムを検討対象とする。



県レベルで行うことにより事業の費用対効果を高めるとともに、広く県民が享受できる仕組みによりよい設備の設置、運用のためには、地域協議会とも連携し、実際の設置・メンテナンスは、地域の施行会社が行う仕組みが有効か？

信州ネット 事業イメージ2 “信州版 グリーン電力ファンド事業”

- ・現行の制度下では、電気の購入の種類を消費者は選択できないが、自然エネルギーによる電気を積極的に購入したいという消費者も増えている。
- ・北海道では、民間団体によるグリーンファンド事業(電気料金に上乗せして電気使用量に応じた一定額を自然エネルギー事業の寄付する仕組み)が実施されている。
- ・長野県レベルでも消費者の選択によるグリーン電力ファンド(消費者版グリーン電力料金)の仕組みは有効ではないか？



信州グリーン電力ファンド会員

第5号議案

平成23年度 自然エネルギー信州ネット予算計画 ~~(案)~~
 (平成23年7月31日～平成24年3月31日)

収入の部

(単位；千円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
会費	0			
委託金	7,500			
寄付金	0			
雑収入	0			参加費等
合計	7,500			

支出の部

(単位；千円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
全県協議会・専門部会に関する費用				
人件費	2,924			事務局長8日/月、事務5日/月、事務18日/月 3名分
交通費	210			
会場費	40			
消耗品費	5			事務用品
印刷費	237			会議資料、チラシ、報告書
通信費	93			電話、切手代
諸経費	491			機器使用料、ネット契約料、電気光熱費、雇用関係等
小計	4,000			
地域協議会に関する費用				
人件費	2,003			運営謝金、講師・委員謝金 報告書作成謝金
旅費・交通費	1,032			
会場費	60			
消耗品費	24			事務用品
印刷費	240			会議資料、報告書
通信費	120			切手代
諸経費	21			
小計	3,500			
合計	7,500			

自然エネルギー信州ネットと自然エネルギーについての

上伊那地域学習会

～信州の自然エネルギー普及に向けた新たな仕組みづくり～

市民団体、個人、地域企業、大学と行政等が連携協働し、長野県における自然エネルギーの普及モデルを構築することを目的に、全県的な普及組織である「自然エネルギー信州ネット」を立ち上げることとなりました。(7月31日設立予定)

この取り組みを推進していくためには、多くの市民・企業等の皆様の参加・参画が不可欠です。そこで、今回は上伊那地域における地域組織の立ち上げを今後進めていくための学習会を開催します。多くの方々のご参加をお待ちしています。

- 日 時 平成23年8月10日(水) 18:00～20:00
- 場 所 長野県伊那合同庁舎 5階講堂
(駐車場が狭いため公共交通機関をご利用ください。)
- 参加費 無料
- 主 催 長野県環境部温暖化対策課
自然エネルギー信州ネット上伊那地域発起人会メンバー
(伊藤 敦 ・ 田中賢明 ・ 小澤陽一 ・ 寺澤茂通)
- 参集範囲 上伊那地域において自然エネルギーの普及に興味のある団体・個人
・企業・大学・行政関係者他
- 会議内容
 - 1 自然エネルギー信州ネットについて
 - (1) 自然エネルギー普及に向けての長野県の方針(中島恵理長野県温暖化対策課長)
 - (2) 協議会設立の経緯と趣旨
 - 2 自然エネルギー普及に向けた事例紹介
 - (1) おひさま進歩エネルギーの事例(原 亮弘おひさま進歩エネルギー(株)代表取締役)
 - (2) 地域の各団体等から活動事例
 - 3 質疑応答、意見交換
- 申込み方法等
下記の世話人あてに①住所 ②氏名 ③団体名(団体に所属する方のみ) ④電話番号
をご連絡のうえ、事前に申込みください。
<参加の申込み・問い合わせ先>
自然エネルギー信州ネット上伊那地域発起人会 世話人 寺澤茂通
TEL・FAX 0265-94-1173
メールアドレス: terasawa@kamiinashinrin.or.jp
自然エネルギー信州ネット ホームページ <http://www.shin-ene.net/>
長野県施策に関する問い合わせ先
長野県環境部温暖化対策課新エネルギー推進係 TEL 026-235-7179 FAX 026-235-7491
長野県上伊那地方事務所環境課 TEL 0265-76-6817 FAX 0265-76-6838